

投資信託業務担当 各位

(株)証券保管振替機構
投資信託振替業務部

償還日が休日となる銘柄の取扱いについて

償還日が休日となる銘柄（営業日にシフトする旨を定めている場合を除く。以下同じ。）における留意点は以下のとおりです。

1. 現行実務

償還日が休日となる場合の指定販売会社への償還代金の支払は、償還日翌営業日に支払うケース 償還日翌々営業日に支払うケースの 2 パターンがあります。

<償還日翌営業日支払の場合> 国内ファンド、T+3銘柄を想定(以下、同じ)

	設定・解約	償還
償還日前営業日(S-1日)	設定・解約申込(最終申込日) 基準価額の算出(委託、受託)	-
償還日(S日)	休日	
償還日翌営業日(S+1日)	設定・解約連絡(販社 委託 受託) 設定代金の支払(販社 委託 受託) 解約代金の支払(受託 委託) 委託 販社への解約代金の支払はS+3日	償還価額の算出(委託、受託) 個別元本分類表の連絡(販社 委託) 償還金単価連絡(委託 販社) 外税控除額、償還金額連絡(委託 販社) 償還代金の支払(受託 委託 販社)
償還日翌々営業日(S+2日)		-

<償還日翌々営業日支払の場合>

	設定・解約	償還
償還日前営業日(S-1日)	設定・解約申込(最終申込日) 基準価額の算出(委託、受託)	-
償還日(S日)	休日	
償還日翌営業日(S+1日)	設定・解約連絡(販社 委託 受託) 設定代金の支払(販社 委託 受託) 解約代金の支払(受託 委託) 委託 販社への解約代金の支払はS+3日	償還価額の算出(委託、受託) 個別元本分類表の連絡(販社 委託) 償還金単価連絡(委託 販社) 外税控除額、償還金額連絡(委託 販社)
償還日翌々営業日(S+2日)		償還代金の支払(受託 委託 販社)

2. 振替制度

投信振替システムにおいてはこうした現行実務を踏まえ、銘柄情報項目「償還金支払日区分(償還日休日)」において、「1」(償還日翌営業日支払)と「2」(償還日翌々営業日支払)を選択することにより、償還日が休日の場合のいずれのパターンにも対応可能なものとなっております。

具体的には、「償還金支払日区分(償還日休日)」を「1」に設定した場合には、償還日前営業日を償還日(投信振替システムではこれを「償還処理基準日」として自動設定します。)とし、同日の夜間バッチ処理にて償還口記録¹します。一方、「2」の場合には、償還日翌営業日を償還処理基準日として同日の夜間バッチ処理にて償還口記録します。

¹ 償還口記録とは、償還日の夜間バッチ処理において、すでに抹消(解約)申請がされている分(解約口記録分)を除くすべての残高を固定化し、その後、償還に係る異動以外はすべて不可となる状態をいいます。

ただし、「1」を設定した場合、償還日前営業日の夜間バッチにて償還口記録しているため、償還日翌営業日に行う償還日前営業日の設定・解約申込分(国内ファンドの場合)の新規記録申請および抹消(解約)申請はすべてエラーとなり入力することができません。

< 償還日翌営業日支払の場合(「償還金支払日区分1」の場合) >

	設定・解約	償還
償還日前営業日(S-1日)	設定・解約申込(最終申込日) 基準価額の算出(委託、受託)	償還口記録(機構) 夜間バッチ処理
償還日(S日)	休日	
償還日翌営業日(S+1日)	設定・解約連絡(販社 委託) 新規記録申請(委託 機構) 抹消(解約)申請(委託 機構) 設定代金の支払(販社 受託) 解約代金の支払(受託 販社)	償還価額の算出(委託、受託) 個別元本分類表の連絡(販社 委託) 償還金単価連絡(委託 販社) 外税控除額、償還金額連絡(委託 販社) 償還代金の支払(受託 委託 販社) 資金振替済通知(償還)の入力(機構加入者 機構)
償還日翌々営業日(S+2日)	-	-

< 償還日翌々営業日支払の場合(「償還金支払日区分2」の場合) >

	設定・解約	償還
償還日前営業日(S-1日)	設定・解約申込(最終申込日) 基準価額の算出(委託、受託)	-
償還日(S日)	休日	
償還日翌営業日(S+1日)	設定・解約連絡(販社 委託) 新規記録申請(委託 機構) 抹消(解約)申請(委託 機構) 設定代金の支払(販社 受託) 信託設定済通知の入力(受託 機構)	償還価額の算出(委託、受託) 個別元本分類表の連絡(販社 委託) 償還金単価連絡(委託 販社) 外税控除額、償還金額連絡(委託 販社) 償還口記録(機構) 夜間バッチ処理
償還日翌々営業日(S+2日)	解約代金の支払(受託 販社) 資金振替済通知(解約)の入力(機構加入者 機構)	償還代金の支払(受託 販社) 資金振替済通知(償還)の入力(機構加入者 機構)

したがって、発行者におかれましては、償還日が休日の銘柄については、銘柄情報登録において、銘柄情報項目「償還金支払日区分(償還日休日)」に一律、「2」を設定してくださいようお願いいたします。

「2」に設定することで、現行、償還日翌営業日に償還代金の支払を行っている事務処理も償還日翌々営業日の支払に変更となりますのでご注意ください。

なお、すでに集中移行に伴う特例投信等において銘柄情報登録をしている銘柄で、変更を要する場合には、なるべく以下の期間に銘柄情報変更を行ってください。

< 登録・変更期間 >

特例投信等の銘柄情報登録・変更期間(第3回と第4回)を利用し、変更を行う。

第3回: 12/6(水) 12/7(木) 12/8(金)の3日間

第4回: 12/25(月) 12/26(火)の2日間

詳細な手順は、「テスト参加者用ホームページ」の「銘柄情報」をご参照ください。

以上